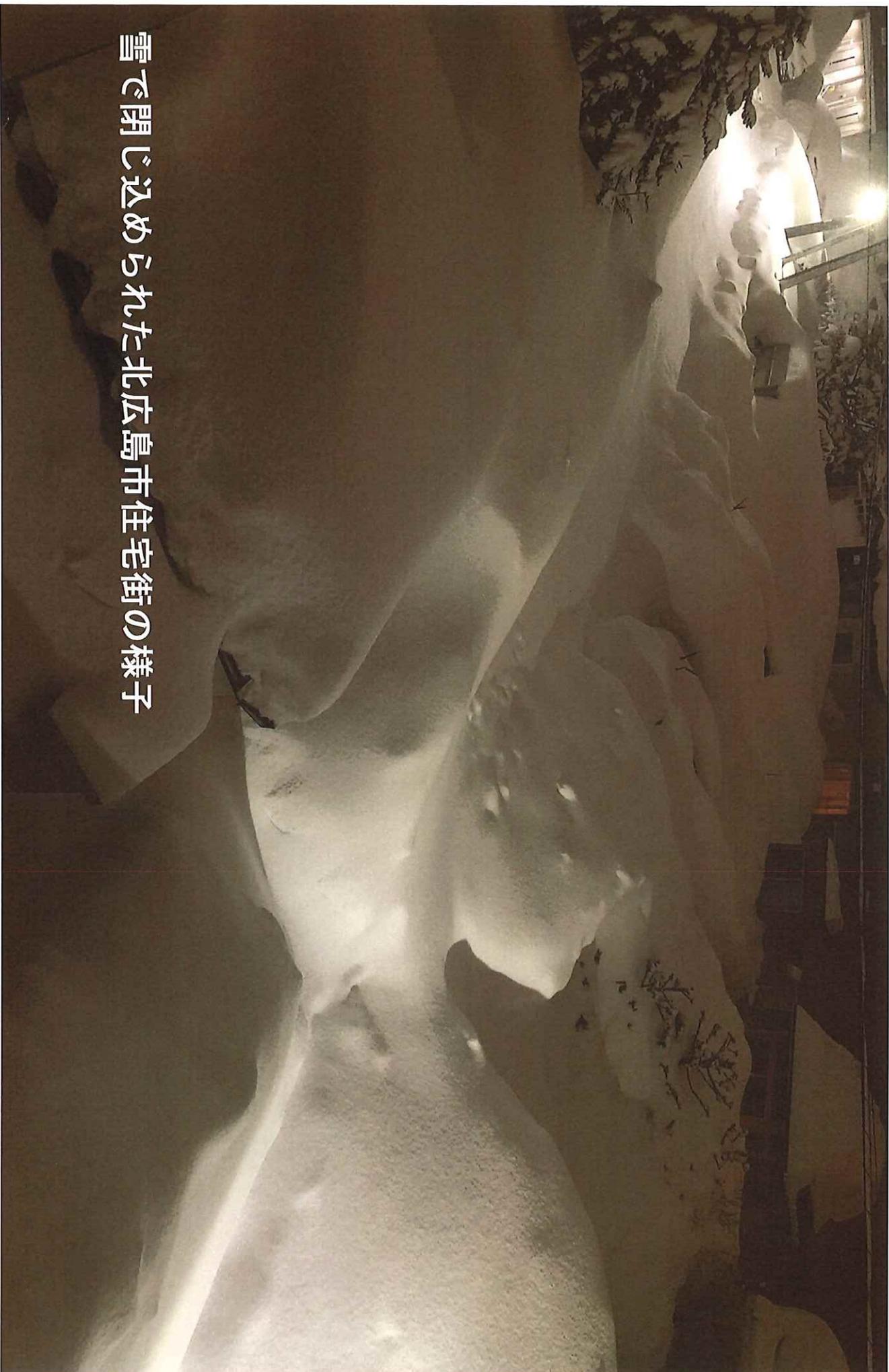


朝、家の前に降り積もった雪



夜、2階に届く高さ



雪で閉じ込められた北広島市住宅街の様子

Point
1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。
さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられます。

- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

Point
4

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ● 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ● 時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

働き方改革関連法の国会附帯決議事項

▷ 附帯決議において、**過労死防止の観点**から見直すよう求められているところ。

(下線及び赤字は労働基準局監督課)

参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

七、自動車運転業務の上限規制については、5年の適用猶予後の時間外労働時間の上限が休日を含まず年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、できるだけ早期に一般則に移行できるよう、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論を加速し、猶予期間においても、実効性ある実労働時間及び拘束時間削減策を講ずること。また、5年の適用猶予後に一般則の適用に向けた検討を行うに当たっては、一般則の全ての規定を直ちに全面的に適用することが困難な場合であっても、一部の規定又は一部の事業・業務についてだけでも先行的に適用することを含め検討すること。

八、自動車運転業務については、**過労死等の防止の観点**から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。また、改善基準告示の見直しに当たっては、トラック運転者について、早朝・深夜の勤務、交代制勤務、宿泊を伴う勤務など多様な勤務実態や危険物の配送などその業務の特性を十分に踏まえて、労働政策審議会において検討し、勤務実態等に応じた基準を定めること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

出典：第5回労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会ハイヤー・タクシー作業部会資料（令和4年2月21日）

過労死等の労災補償状況について（令和2年度）

▷ 「道路貨物運送業」は、過労死等の**労災請求件数**、**支給決定件数**ともに、最も多くなっている。

▷ **認定件数は55件**となっており、**労災請求が認められる割合も高い**。

（厚生労働省公表資料「令和2年度過労死等の労災補償状況」を加工して作成）

業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業 郵便業	118 (4)
	道路貨物運送業	< 36 (1) >
2	サービス業(他に分類されないもの)	61 (9)
	その他の零售サービス業	< 9 (1) >
3	建設業	44 (0)
	総合工事業	< 13 (0) >
4	医療 福祉	40 (23)
	社会保険・社会福祉・介護事業	< 6 (2) >
5	建設業	38 (0)
	専門工事業(設備工事業を除く)	< 8 (0) >
6	医療 福祉	27 (10)
	医療業	< 7 (2) >
7	建設業	26 (0)
	設備工事業	< 9 (0) >
8	宿泊業 飲食サービス業	21 (3)
	飲食店	< 6 (0) >
9	運輸業 郵便業	20 (2)
	道路旅客運送業	< 3 (0) >
9	卸売業 小売業	20 (3)
	その他の小売業	< 6 (1) >
11	製造業	18 (5)
	食料品製造業	< 5 (1) >
11	卸売業 小売業	18 (6)
	各種食品小売業	< 4 (1) >
13	製造業	17 (0)
	特定用機器器具製造業	< 6 (0) >
13	情報通信業	17 (2)
	情報サービス業	< 7 (0) >
15	卸売業 小売業	15 (4)
	飲食料品小売業	< 4 (0) >

業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定件数
1	運輸業 郵便業	55 (1)
	道路貨物運送業	< 19 (1) >
2	卸売業 小売業	16 (1)
	飲食料品小売業	< 6 (0) >
3	建設業	12 (0)
	総合工事業	< 6 (0) >
4	建設業	11 (0)
	設備工事業	< 3 (0) >
5	宿泊業 飲食サービス業	8 (1)
	飲食店	< 2 (0) >
6	サービス業(他に分類されないもの)	7 (0)
	その他の零售サービス業	< 0 (0) >
7	製造業	6 (1)
	各種食品製造業	< 3 (0) >
7	宿泊業 飲食サービス業	6 (1)
	宿泊業	< 0 (0) >
7	医療 福祉	6 (5)
	社会保険・社会福祉・介護事業	< 1 (1) >
10	卸売業 小売業	5 (0)
	各種食品小売業	< 1 (0) >
10	卸売業 小売業	5 (0)
	機械器具小売業	< 1 (0) >
12	建設業	4 (0)
	専門工事業(設備工事業を除く)	< 2 (0) >
12	製造業	4 (0)
	電気機器器具製造業	< 3 (0) >
12	卸売業 小売業	4 (0)
	飲食料品小売業	< 1 (0) >
15	漁業	3 (0)
	漁業(水産物製造業を除く)	< 1 (0) >
15	製造業	3 (0)
	生産用機械器具製造業	< 2 (0) >
15	卸売業 小売業	3 (0)
	その他の小売業	< 0 (0) >
15	サービス業(他に分類されないもの)	3 (1)
	娯楽・娯楽・文化団体	< 1 (0) >

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。2 ()内は女性の件数で、内数である。3 <>内は死亡の件数で、内数である。

1日及び2暦日の拘束時間、休息期間について

現行

【日勤】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は16時間とする。

案

【日勤】

- ▷ 1日の拘束時間：原則13時間
(週3回まで15時間)

追加案 (修正案)

【日勤】

- ▷ 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は15時間とする。
この場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数(※)をできるだけ少なくするよう努めるものとする。
(※) 通達において、「1週間について3回以内」を目安として示す。

- ▷ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

- ▷ 1日の休息期間：原則11時間
(週3回まで9時間)

- ▷ 勤務終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回らないものとする。

【隔勤】

- ▷ 2暦日の拘束時間は、21時間を超えないものとする。

【隔勤】

- ▷ (現行どおり)

【隔勤】

- ▷ (現行どおり)

- ▷ 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与える。

3 実態調査結果概要（1日の拘束時間の実態について）

【事業者調査】

- 繁忙期（※1）において、1日の拘束時間が「13時間以下」の割合は、全業態で6割を超えており、ハイヤー・タクシー（※2）が79.4%、トラックが62.8%、バス（※3）が67.1%であった。
- 繁忙期において、1日の拘束時間が「16時間超」の割合は、全業態で1割未満であり、ハイヤー・タクシーが1.5%、トラックが4.3%、バスが1.5%であった。

（※1）ハイヤー・タクシーでは2019年12月、トラックでは2019年の最も忙しかった月、乗合バスでは2019年10月、貸切バスでは2019年の最も忙しかった月を対象として調査。以下、本資料において同じ。

（※2）ハイヤー・タクシーは、日勤勤務者に係るもののみ記載。以下、本資料において同じ。

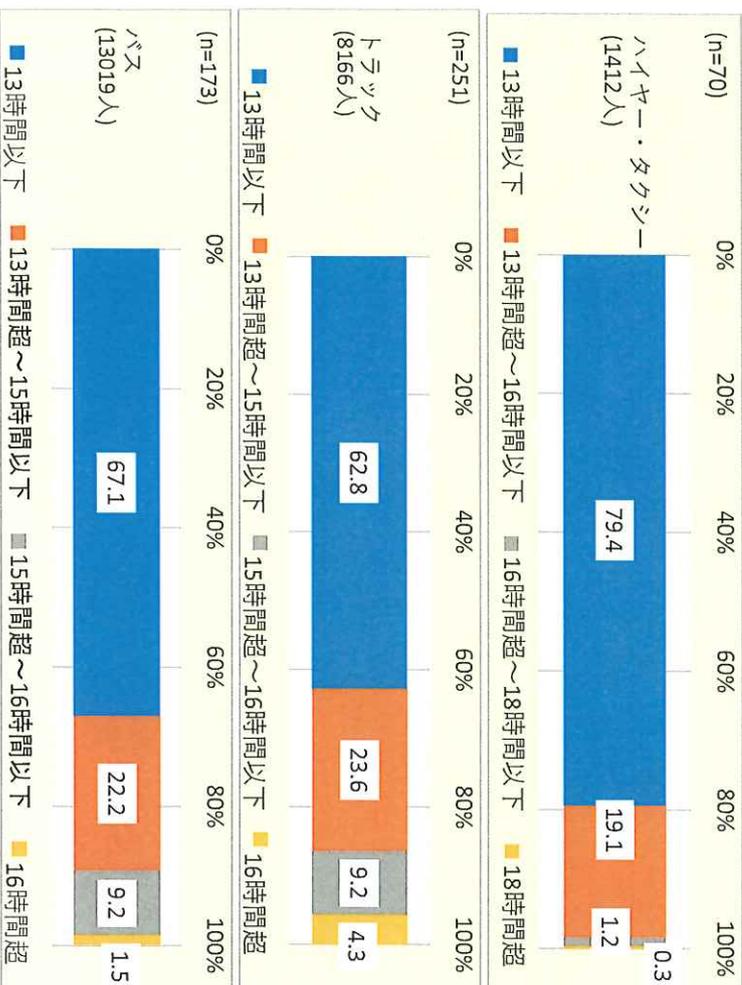
（※3）バスは、乗合（一般、高速）及び貸切を調査では確認しているものの、全体の合計値のみを記載。以下、本資料において同じ。

【自動車運転者調査】

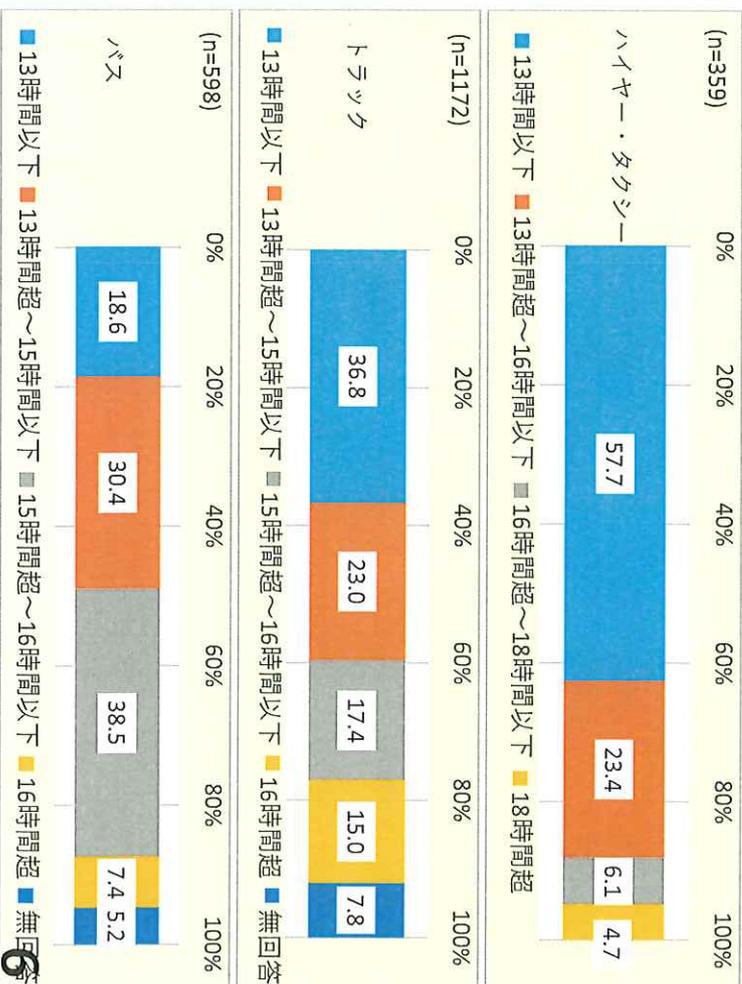
- 最も忙しかった1日における拘束時間（※4）が「13時間以下」の割合は、ハイヤー・タクシーが57.7%、トラックが36.8%、バスが18.6%であった。
- 最も忙しかった1日における拘束時間が「16時間超」の割合は、ハイヤー・タクシーが10.8%、トラックが15.0%、バスが7.4%であった。

（※4）2019年1月から12月までにおいて、最も忙しかった日をいう。以下、本資料において同じ。

【事業者調査】



【自動車運転者調査】



3 実態調査結果概要（適切と思う1日の拘束時間について）

【事業者調査（※5）】

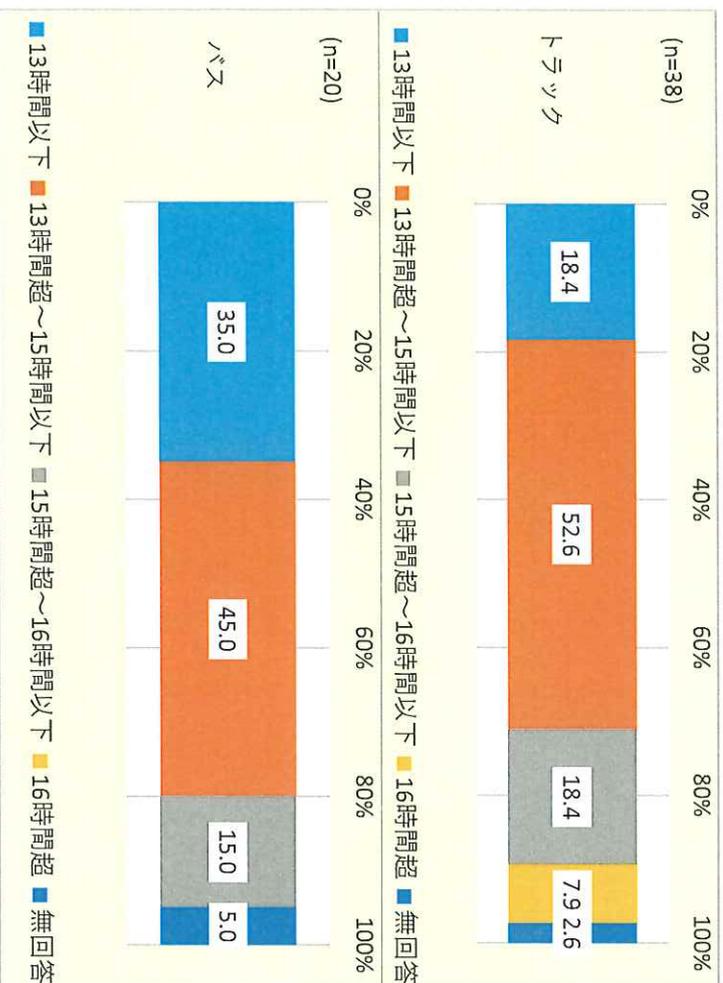
- 事業者が適切と思う（※6）1日における拘束時間について、「13時間超」の割合は、トラックでは78.9%、バスでは60.0%であった。

（※5） n=10以下の図表については掲載せず。以下、本資料において同じ。
 （※6） 「適切と思う時間」は、実態調査において、「改善基準告示において問題があると感じる項目」について選択し、回答した数をとりまとめている。以下、本資料において同じ。

【自動車運転者調査】

- 自動車運転者が適切と思う1日における拘束時間について、「13時間以下」の割合は、全業態で6割を超えており、ハイヤー・タクシーでは90.7%、トラックでは67.8%、バスでは97.4%であった。

【事業者調査】



【自動車運転者調査】

